



NEWS LETTER

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
Japan Organ Transplant Network

Vol.21
2017





NEWS LETTER

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク
Japan Organ Transplant Network

Vol.21
2017

目次

新規登録料・更新料・コーディネート経費の免除申請には「免除申請書」の提出が必要となりました

1. 臓器提供・臓器移植の現状

臓器提供件数の推移と取り組み	1
臓器移植件数の推移と成績	3
親族に対する優先提供	4
小児脳死下臓器提供と移植の現状	4

2. 移植者の現状

心臓・心肺同時移植	5
肺・心肺同時移植	5
肝臓・肝腎同時移植	5
脾臓・脾腎同時移植	6
小腸移植	6
腎臓移植	6

3. レシピエントの個人情報の取り扱いと利用についてご了解いただきたいこと

4. 財政状況の報告(平成28年度)

5. 普及啓発の概要

新規登録料・更新料・コーディネート経費の免除申請には 「免除申請書」の提出が必要となりました

登録料・更新料及びコーディネート経費の徴収規程が設置され、平成30年1月1日より免除申請の際は「免除申請書」が必要となりました。

《日本臓器移植ネットワークに支払う費用について》

【新規登録料 30,000円】

新たに移植を希望される方に、登録に関わる諸費用として負担して頂く費用です。

【登録更新料 5,000円】

移植希望登録者の方に1年毎の更新の際に負担して頂く費用です。

【コーディネート経費 100,000円】

日本臓器移植ネットワークのあっせんにより移植を受けられた方に、あっせんに関わる諸費用として負担して頂く費用です。

住民税非課税世帯は、これらの費用が免除となります。

■新規登録料・更新料の免除申請に必要な書類

費用免除対象者世帯	必要書類(到着日に発行後3か月以内の原本)	発行機関
生活保護世帯 ※右記の①・②の書類が必要	①移植希望(登録料・更新料)免除申請書 《払込取扱票の裏面》 ②生活保護受給証明書	福祉事務所
住民税の非課税世帯 ※右記の①～③の全ての書類が必要	①移植希望(登録料・更新料)免除申請書 《払込取扱票の裏面》 ②「世帯全員」と記載のある住民票(人数に関わらず) ③「世帯全員」の非課税証明書(年齢に関わらず)	市区町村役場

■コーディネート経費の免除申請に必要な書類

費用免除対象者世帯	必要書類(到着日に発行後3か月以内の原本)	発行機関
生活保護世帯 ※右記のA・Bの書類が必要	A コーディネート経費(免除・返還)申請兼請求書(様式1) B 生活保護受給証明書	福祉事務所
住民税の非課税世帯 ※右記のA～Cの全ての書類が必要	A コーディネート経費(免除・返還)申請兼請求書(様式1) B 「世帯全員」と記載のある住民票(人数に関わらず) C 「世帯全員」の非課税証明書(年齢に関わらず)	市区町村役場

*臓器移植手術日より3か月以内に移植した全ての臓器の機能が廃絶した場合、コーディネート経費を全額免除いたします。その場合は機能廃絶の日より1か月以内に「コーディネート経費(免除・返還)申請兼請求書」(様式1)と、移植手術を行った医師の書面による証明(任意の書式)のご提出が必要です。

【送付先】 〒108-0022 東京都港区海岸3-26-1 パーク芝浦12階

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク あっせん事業部

新規登録料の免除申請：●●新規登録免除申請係

登録更新料の免除申請：●●更新免除申請係 ※●●には希望する臓器を記載してください。

コーディネート経費の免除申請：コーディネート経費免除申請係

1

臓器提供・臓器移植の現状

臓器提供件数の推移と取り組み

1995年4月から2017年9月末までに、脳死下臓器提供件数は475件であり、心停止後臓器提供件数は1,617件でした(図1)。特に2010年7月の改正臓器移植法施行を機に、本人の書面による意思表示がない場合でも家族の承諾で脳死下臓器提供が可能になったため、脳死下臓器提供件数は大幅に増加し2016年は64件、2017年は9月末現在で52件となっています。また、心停止後臓器提供を含めた全体の臓器提供件数は2016年96件、2017年9月末現在で80件でした。

改正臓器移植法施行後の脳死下臓器提供389件(2010年7月17日~2017年9月30日)のうち、297件(76.3%)は本人の書面による臓器提供の意思表示がない事例であり、家族の承諾により脳死下臓器提供する家族が増えています(図2)。一方で、本人の意思表示があった91件(23.4%)は、意思表示カード、健康保険証意思表示欄、運転免許証意思表示欄などへの記載がありましたが、近年は健康保険証意思表示欄、運転免許証意思表示欄への記載が増えており、複数に意思表示している事例も14件(3.6%)ありました(図3)。

一方で、救急病院などの医療者から終末期患者の家族への臓器提供の選択肢提示(臓器提供に関する本人の意思がなかったかどうか、また家族が臓器提供について移植コーディネーターの説明を聞く希望があるかどうかを尋ねること)、臓器提供マニュアルの整備・院内勉強会の開催・院内シミュレーションの実施など病院内の体制整備、各学会と連携し医師・看護師・検査技師・ソーシャルワーカーなどを対象としたハンズ・オン・セミナー(実習を中心とした研修会)の開催など、補助金事業として各病院と協力体制を構築するよう積極的に取り組んでいます。

図1 臓器提供件数の年次推移(1995年4月~2017年9月)

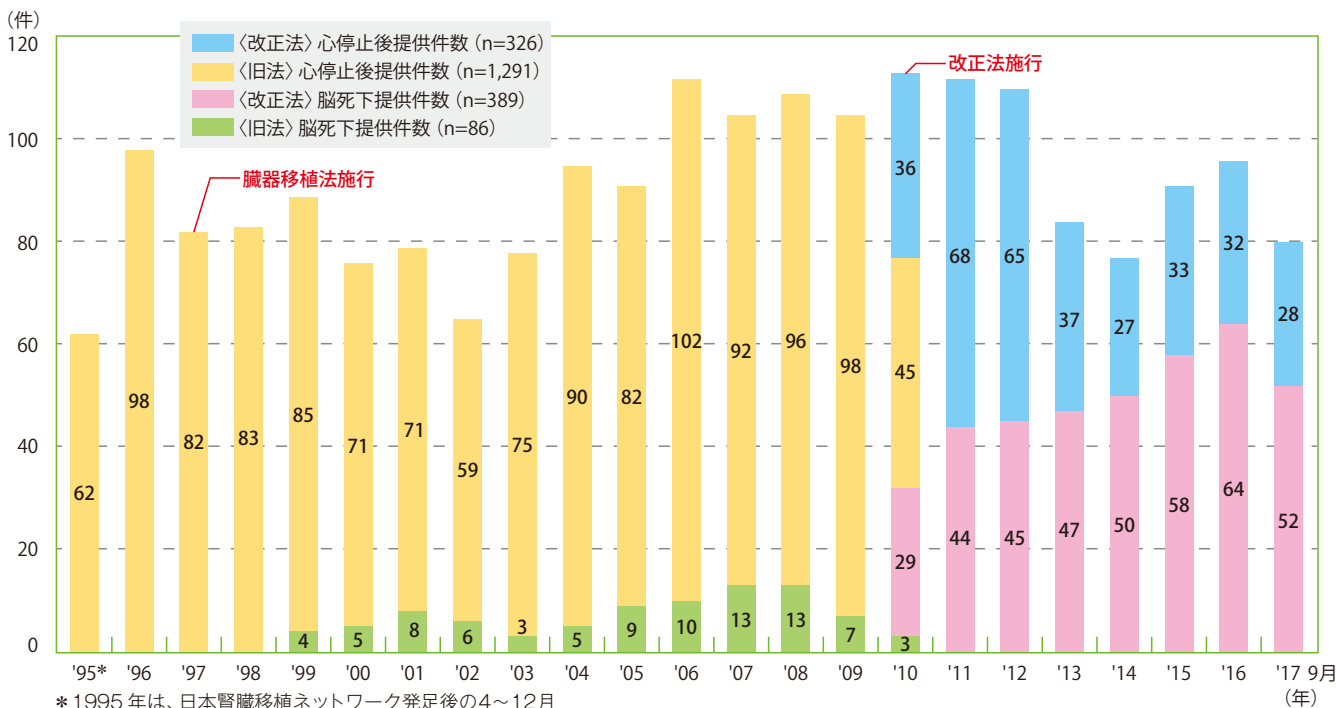




図2 脳死下臓器提供件数の推移と意思表示 (1997年10月16日～2017年9月30日、提供475件)

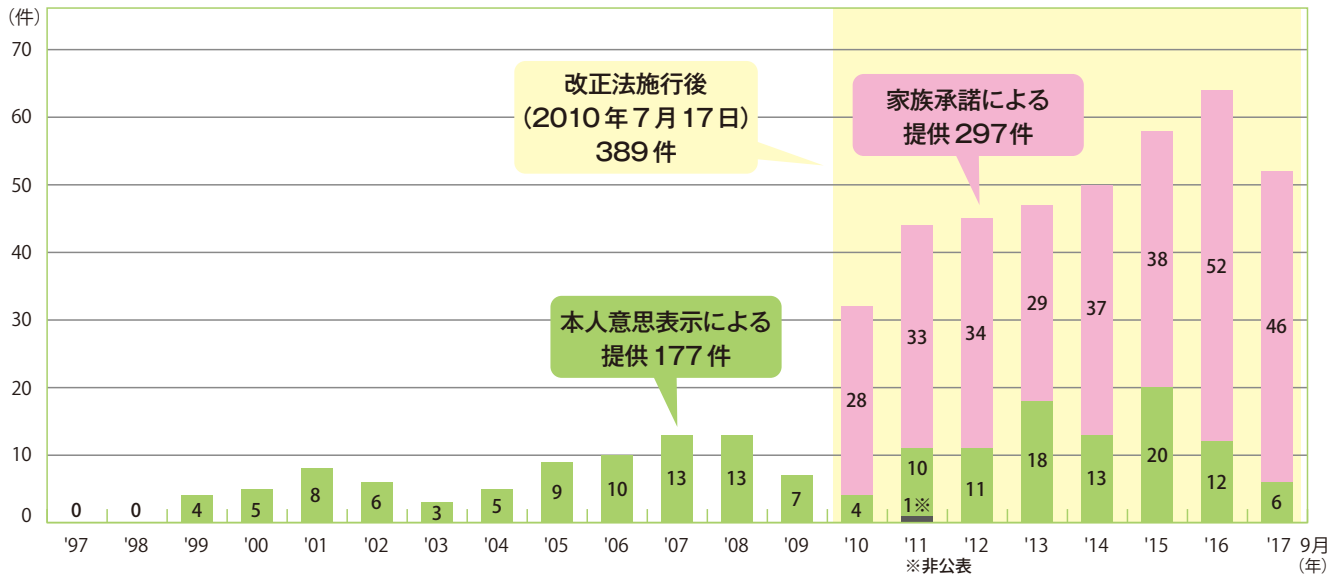


図3 脳死下臓器提供者の本人の意思表示 (改正臓器移植法施行前後の比較) (1997年10月16日～2017年9月30日、提供475件)

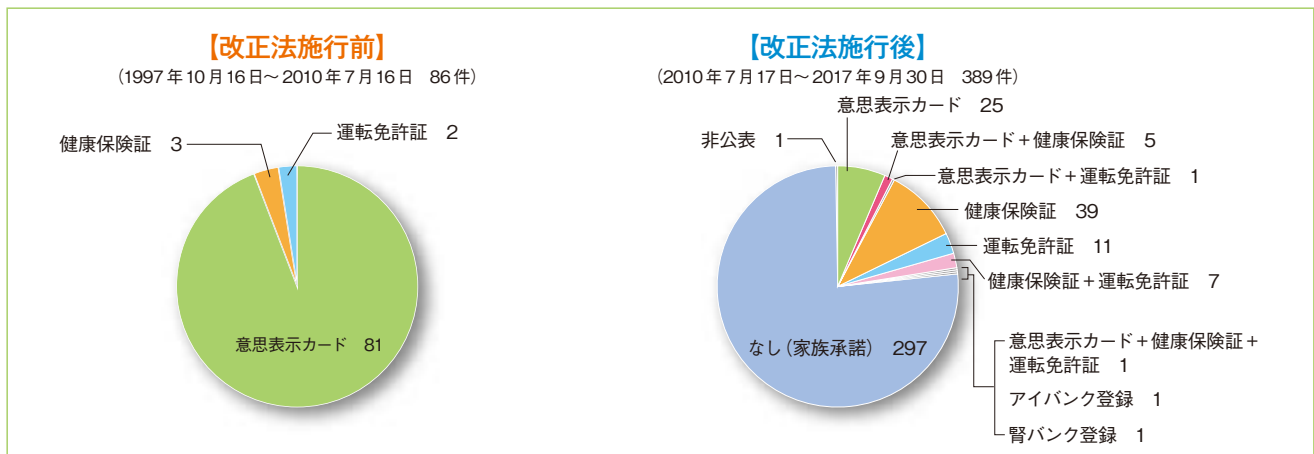
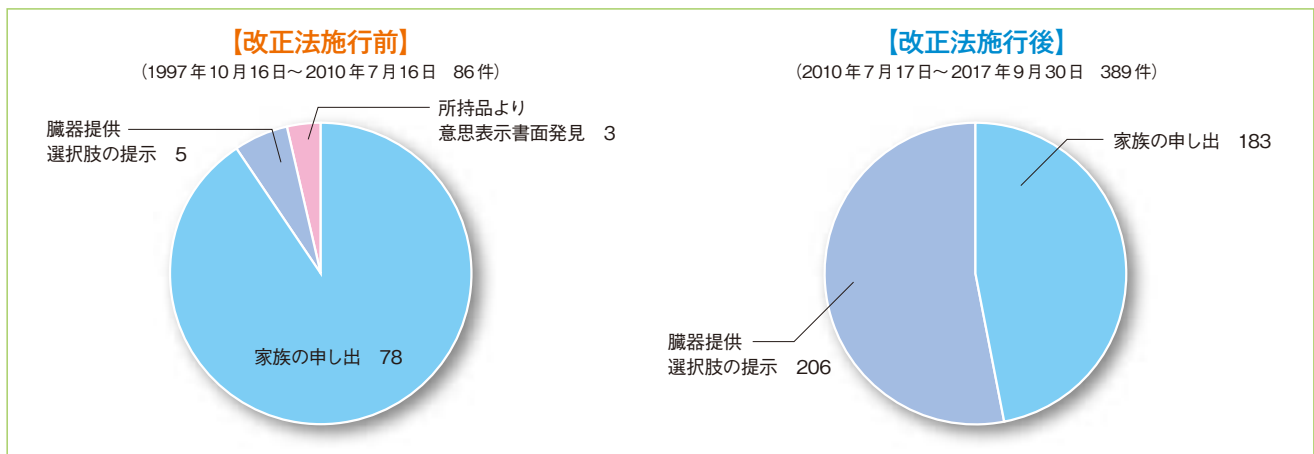


図4 脳死下臓器提供のきっかけ (改正臓器移植法施行前後の比較) (1997年10月16日～2017年9月30日、提供475件)



このような協力体制の構築により、改正臓器移植法施行後、脳死下臓器提供において、臓器提供の選択肢提示がきっかけとなった事例が5.8%から53.0%に顕著に増加しています(図4)。

なお、本人の意思が不明の場合には、拒否の意思表示がないことを確認するため家族から本人の戸籍や日頃の様子を伺い、健康保険証や運転免許証の意思表示やインターネットによる臓器提供意思登録について慎重に確認します。家族が承諾した理由は様々ですが、「本人の意思を尊重したい」、「人の役に立ちたい、社会貢献をしたい」、「どこかで生きてほしい」などの思いがあります。家族が臓器提供を考えるとときに、本人の意思の存在が頼りになり支えになることもあります。

図5 移植希望登録者統計 (2017年9月30日現在)

	希望登録者数	希望登録者数	
		内、心肺同時	
心臓	641	4	
肺	339	4	
肝臓	336	内、肝腎同時	13
		内、肝小腸同時	0
腎臓	12,489	内、肝腎同時	13
		内、脾腎同時	166
脾臓	211	166	
小腸	3	0	

※各臓器の移植希望者数には、多臓器同時移植希望者も含む

図6 臓器移植件数 (1995年4月~2017年9月、移植5,039件)

	'95*	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17 -9月	合計
心臓	-	-	0	0	3	3	6	5	0	5	7	10	10	11	6	23	31	28	37	37	44	51	37	354
心肺同時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	3
肺	-	-	-	0	0	3	6	4	2	4	5	6	9	14	9	25	37	33	40	41	45	49	40	372
肝臓	-	-	0	0	2	6	6	7	2	3	4	5	10	13	7	30	41	40	38	43	55	54	44	410
肝腎同時	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	3	5	14
脾臓	-	-	-	-	0	0	0	1	1	0	1	1	4	4	0	2	6	9	9	5	4	5	8	60
脾腎同時	-	-	-	-	0	1	6	2	1	5	5	8	8	6	7	23	29	18	24	24	32	33	22	254
腎臓	118	183	159	149	158	145	145	122	135	168	155	189	179	204	182	186	182	174	130	101	133	141	120	3,558
小腸	-	-	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	2	1	1	4	3	0	1	0	0	1	0	14
合計	118	183	159	149	163	158	170	141	141	185	177	219	222	253	213	293	329	303	281	253	315	338	276	5,039

*1995年は、日本腎臓移植ネットワーク発足後の4~12月

臓器移植件数の推移と成績

2017年9月末現在、移植を希望して登録している方々は、心臓641名、肺339名、肝臓336名、脾臓211名、腎臓12,489名、小腸3名、合計13,836名です(図5)。

一方で、1995年4月から2017年9月末までに臓器移植を受けられた方々は、心臓移植354名、肺移植372名、心肺同時移植3名、肝臓移植410名、肝腎同時移植14名、脾臓移植60名、脾腎同時移植254名、腎臓移植3,558名、小腸移植14名の計5,039名となっています(図6)。特に2016年は、心臓移植、肺移植、肝臓移植で50名前後に達し、年間最多の合計338名の方々が移植を受けるに至りました。

また、移植後5年で移植者が生存している割合(生存率)は、心臓91.6%、肺73.0%、肝臓82.6%、脾臓94.9%、腎臓90.9%、小腸70.1%であり、移植後5年で臓器が機能している割合(生着率)は、心臓



91.6%、肺71.2%、肝臓81.6%、膵臓76.8%、腎臓77.4%、小腸62.3%（詳細P. 5～6参照）です。移植手術を受けた後に、感染症や拒絶反応などが原因で移植臓器の機能が廃絶する場合や亡くなってしまう場合も少なからずありますが、多くの方々は移植後の経過も良好で退院し、外来通院をしながら学業や仕事などの社会復帰を果たしており、諸外国と比較しても良好な成績です。

親族に対する優先提供

2010年1月17日から本人（15歳以上の方）が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示することができるようになりました。意思表示は、日本臓器移植ネットワークのホームページから意思を登録したり、意思表示カード、健康保険証や運転免許証等の意思表示欄の特記欄や余白に「親族優先」と記載することができます。

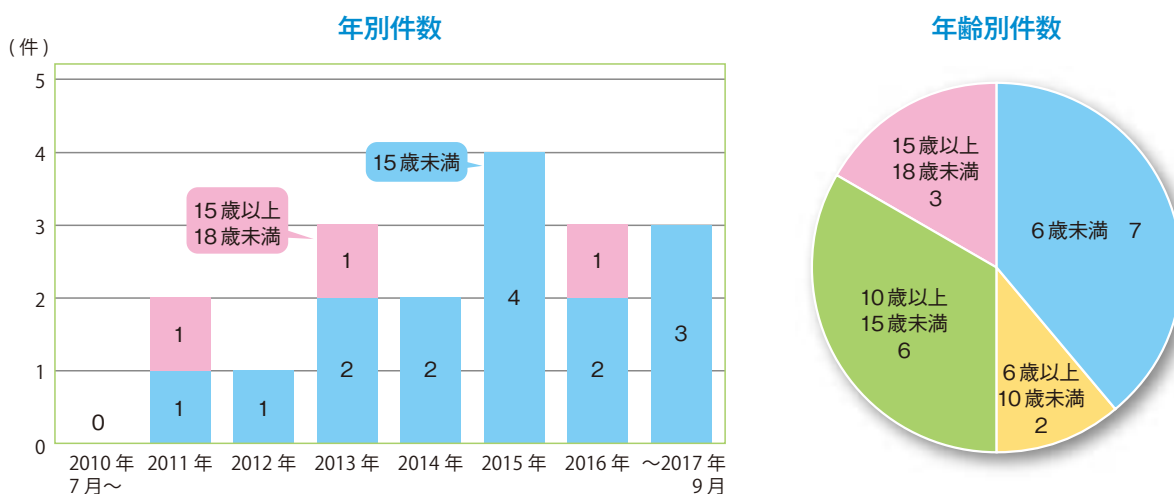
*親族優先提供には一定の要件がありますので、日本臓器移植ネットワークのホームページ等でご確認ください。

小児脳死下臓器提供と移植の現状

改正臓器移植法施行に伴い小児の脳死下臓器提供が可能となりましたが、特に家族の心情に配慮しつつ、虐待の除外や厳密な法的脳死判定の実施など慎重な対応が求められています。そのような状況において、2017年9月末までに、18歳未満からの脳死下臓器提供が18件あり、合計77名の方々が移植を受けることができ、多くの小児登録者が移植を受けるに至っています（図7）。

ご提供された方々の年齢別では、6歳未満7件、6歳以上10歳未満2件、10歳以上15歳未満6件、15歳以上18歳未満3件でした。また、心臓や肝臓移植等は、18歳未満の提供者からは18歳未満の登録者が優先されるレシピエント選択基準となっておりますが、腎臓移植においても20歳未満の提供者から20歳未満の登録者を優先する選択基準の改正を早期に施行予定です。

図7 18歳未満 脳死下臓器提供（2010年7月～2017年9月、n=18）



	心臓	肺	肝臓	腎臓	膵臓	小腸	合計
移植件数	14	14	17	20	11	1	77
内、18歳未満	14	8	10	0	0	0	32

2 移植者の現状



【心臓・心肺同時移植】

【心臓・心肺同時移植】生存・生着率

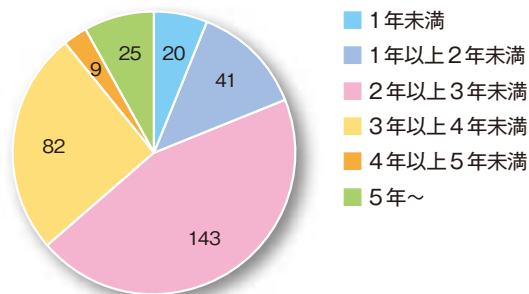
n=320
内、心肺同時移植n=3(1997.10~2016.12)

	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	96.2%	95.0%	94.1%	93.0%	91.6%
生着率	96.2%	95.0%	94.1%	93.0%	91.6%

心臓移植・心肺同時移植者(1997年10月~2016年12月、320件)の平均待機期間(登録日から移植日までの期間)は、1,079.4日(約2年11か月)でした。また、移植後5年後の生存率及び生着率はそれぞれ91.6%でした。

心臓・心肺同時移植を受けられた方の待機期間

n=320(1997年10月~2016年12月)



移植までの平均待機期間 1,079.4日



【肺・心肺同時移植】

【肺・心肺同時移植】生存・生着率

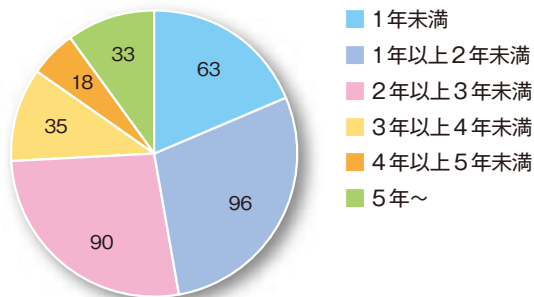
n=335
内、心肺同時移植n=3(1997.10~2016.12)

	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	87.6%	84.0%	79.3%	76.6%	73.0%
生着率	87.4%	83.4%	78.7%	75.4%	71.2%

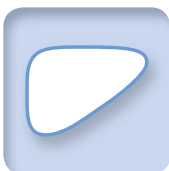
肺移植・心肺同時移植者(1997年10月~2016年12月、335件)の平均待機期間は、886.8日(約2年5か月)でした。また、移植後5年後の生存率は、73.0%、生着率は71.2%でした。

肺・心肺同時移植を受けられた方の待機期間

n=335(1997年10月~2016年12月)



移植までの平均待機期間 886.8日



【肝臓・肝腎同時移植】

【肝臓・肝腎同時移植】生存・生着率

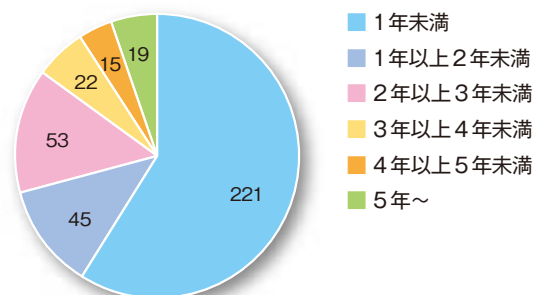
n=375
内、肝腎同時移植n=9(1997.10~2016.12)

	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	87.8%	84.5%	84.1%	82.6%	82.6%
生着率	87.3%	84.0%	83.6%	81.6%	81.6%

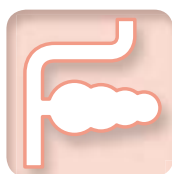
肝臓移植・肝腎同時移植者(1997年10月~2016年12月、375件)の平均待機期間は、490.9日(約1年4か月)でした。また、移植後5年後の生存率は、82.6%、生着率は81.6%でした。

肝臓・肝腎同時移植を受けられた方の待機期間

n=375(1997年10月~2016年12月)



移植までの平均待機期間 490.9日



【膵臓・膵腎同時移植】

【膵臓・膵腎同時移植】生存・生着率

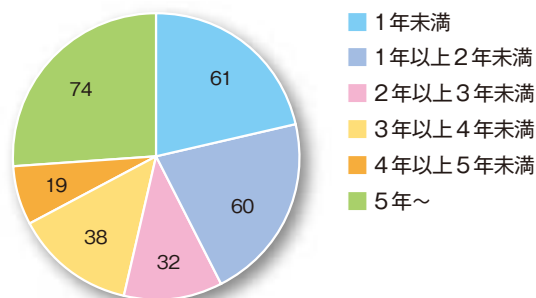
n=284
内、膵腎同時移植n=232 (1997.10～2016.12)

	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	96.1%	95.6%	95.6%	94.9%	94.9%
生着率	87.2%	85.0%	81.5%	79.0%	76.8%

膵臓移植・膵腎同時移植者(1997年10月～2016年12月、284件)の平均待機期間は、1,278.5日(約3年6か月)でした。また、移植後5年後の生存率は、94.9%、生着率は76.8%でした。

膵臓・膵腎同時移植を受けられた方の待機期間

n=284 (1997年10月～2016年12月)



移植までの平均待機期間 1,278.5日



【小腸移植】

【小腸移植】生存・生着率

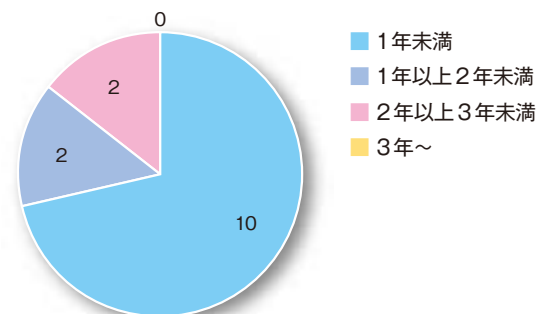
n=14 (1997.10～2016.12)

	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	85.7%	85.7%	70.1%	70.1%	70.1%
生着率	85.7%	70.1%	70.1%	62.3%	62.3%

小腸移植者(1997年10月～2016年12月、14件)の平均待機期間は、371.7日(約1年)でした。また、移植後5年後の生存率は、70.1%、生着率は62.3%でした。

小腸移植を受けられた方の待機期間

n=14 (1997年10月～2016年12月)



移植までの平均待機期間 371.7日



【腎臓移植】

【腎臓移植】生存・生着率

n=3,679
内、肝腎同時移植n=9、膵腎同時移植n=232 (1995.4～2016.12)

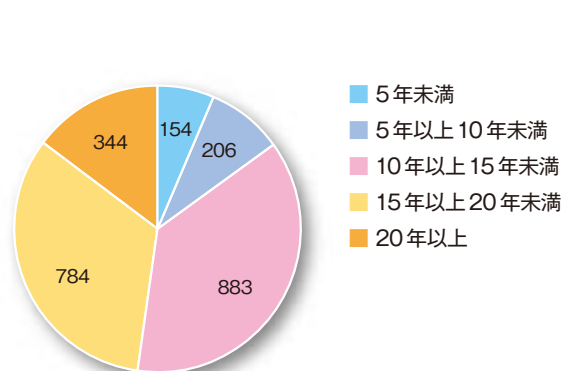
	1年	2年	3年	4年	5年
生存率	96.5%	95.0%	93.6%	92.1%	90.9%
生着率	89.2%	85.9%	83.1%	80.0%	77.4%

腎臓移植者(レシピエント選択基準改正後2002年1月10日～2016年12月、膵腎同時移植者・肝腎同時移植者を除く2,371件)の平均待機期間は、5,339.9日(約14年8か月)でした。また、移植後5年後の生存率は、90.9%、生着率は77.4%、移植時の平均年齢48.5歳でした。

2016年は141件の腎臓移植が行われ、移植時の平均年齢49.1歳(最年少3歳、最年長72歳)、16歳未満の小児待機者への移植は9件、16歳以上20歳未満への移植は7件でした。

腎臓移植を受けられた方の待機期間

n=2,371 (2002年1月10日～2016年12月)



移植までの平均待機期間 5,339.9日

3

レシピエントの個人情報の取り扱いと利用についてご了解いただきたいこと

これまで当社において、臓器移植希望の登録をされた方々の個人情報は、当社における個人情報保護方針（平成28年発行News Letter Vol20掲載、ホームページ上のプライバシーポリシーに記載）に従って、厳重に管理して参りました。この度、平成29年5月30日に施行された改正個人情報保護法に準じ、下記の通り改訂をします。法令を遵守し、より一層個人情報の保護に努めて参りますので、ご理解とご協力の程お願いいたします。

日本臓器移植ネットワークで扱う個人情報を含む記録は、各種法令や倫理指針に基づいた社団規程を守った上で、個人情報保護方針に従い下記の通り利用されます。

移植の登録申請をされた場合にはデータの利用及びデータ提供に同意したものとします。

【利用目的】

- ・臓器移植のあっせん業務に利用します。
- ・あっせん業務の質の向上を目的として行う研修等に利用します。
- ・あっせん業務の維持・改善などの経営分析のための基礎資料として利用します。
- ・移植医療の質の向上を目的として行う調査・研究等として利用します。

【第三者への提供】

- ・あっせん業務を遂行するために、臓器提供施設、検査施設や外部の医師等へ登録情報を提供します。
- ・移植医療の質の向上を目的として行う調査・研究等のために個人を特定できないよう加工したデータ（匿名加工情報）を、大学その他の研究機関、学会等に提供することがあります。

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

〒108-0022 東京都港区海岸3-26-1 パーク芝浦12階
TEL：03-5446-8800 FAX：03-5446-8818
受付時間 月～金曜日 9：00～17：30（土日・祝日・年末年始を除く）

【公益社団法人日本臓器移植ネットワーク 個人情報保護方針】

当社は、個人情報保護の重要性を認識し、「臓器の移植に関する法律」等関係法令に則った臓器のあっせんを目的とし、これまで以上に細心の注意を払い、下記の取り組みを実施いたします。

当社は、厚生労働大臣より業として行うあっせんの許可を受けており、厚生労働省及び国会等への報告義務があります。また、その社会的責務として、業務の維持・改善のための基礎資料作成、移植医療の質の向上を目的とした教育・研修・研究等を行っており、収集した個人情報をこれらの目的に用いることがありますが、個人情報の保護には厳重に注意を払います。

1. 個人情報について、その管理責任者を設置し、取扱いを定めて、適正な保護を行います。
2. 当社の業務を行う上で必要な個人情報は、その収集と利用の目的、管理方法と相談窓口を明確にして、適切な手段で収集し管理いたします。
3. 個人情報は、上記の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、目的以外の利用を行う場合は、法律に基づく命令及び関係法令で定める除外項目を除き、本人の同意を得るものといたします。

4. 取得した個人情報は、法令に基づく命令及び関係法令で定める除外項目を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
5. 個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどのリスクに対しては、適切な安全対策を講じます。万一の問題発生時は速やかな是正対策を講じます。
6. 個人情報を取り扱う業務を外部の業者に委託する場合、個人情報を収集するときの承諾に基づく利用、提供、安全管理を守るように、委託先に対する適切な契約や指導・管理を行います。
7. 個人情報の開示、訂正、提供範囲の変更や削除を本人から依頼された場合には、合理的な範囲で速やかに対応いたします。
8. 当社が保有する個人情報に関して法令、規制を遵守するとともに、適正な適用が実施されるよう管理と必要な是正を行い、職員の教育・研修を徹底した上で、個人情報保護の取り組みを継続的に見直し、改善していきます。
9. 当社において、学術研究及び制度改善等の用に供する目的として、症例データ等の個人情報を大学その他の研究機関、学会等の第三者に提供することがあります。その場合、「匿名加工情報保護方針」に基づき個人情報を匿名化しますので個人が特定されることはありません。

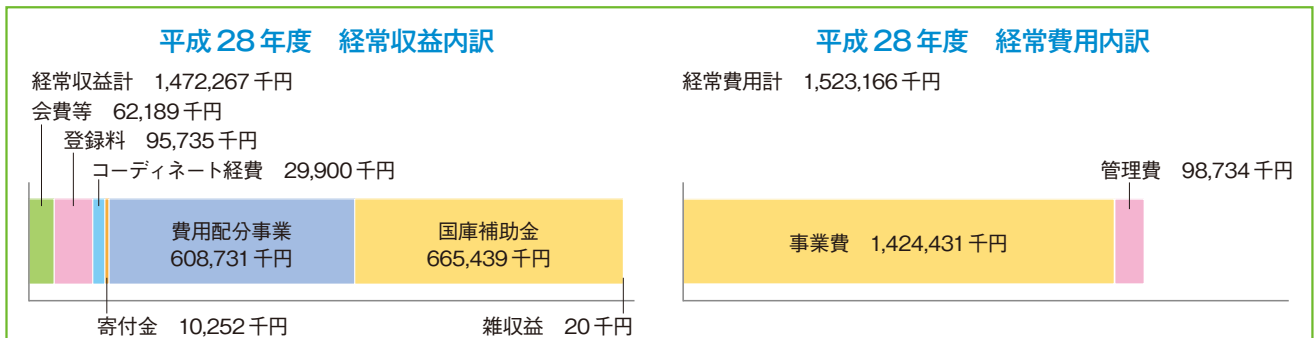
（平成29年12月改定）

4

4 財政状況の報告（平成28年度）

平成28年度の経常収益は約1,472,267千円でした。その内訳は、会費等収益62,189千円、登録料収益95,735千円、移植を受けられた方から受領するコーディネート経費収益29,900千円、寄付金収益10,252千円、費用配分事業収益608,731千円、国庫補助金収益665,439千円が主なものでした。

一方、経常費用は1,523,166千円でした。その内訳は、公益目的事業会計（事業費）が1,424,431千円、法人会計（管理費）が98,734千円でした。





5 普及啓発の概要

臓器移植法が施行されて2017年で20周年を迎えました。日本臓器移植ネットワークをはじめとする関連団体では「考えよう、今。変えよう未来を。」をスローガンに20周年記念事業に取り組んでおります。10月15日には臓器移植法施行20周年記念第19回臓器移植推進国民大会を東京都にて開催いたしました。日本臓器移植ネットワークではこの20周年記念事業をきっかけに一人ひとりが「臓器提供する・しない」「移植を受ける・受けない」という4つの権利を自分のこととして考え、同時にこの4つの権利がいかなる場合においても最大限尊重される社会の実現を目指していきます。

臓器提供は本人の意思が不明な場合でも家族の承諾があればできます。臓器提供について家族とよく話し合い、自分の意思を伝えることが大切です。また、もしものときに家族が判断に迷ったり困ったりしないためにも、しっかりと意思表示しておくことも大切です。意思表示は健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードに記載欄があり、日本臓器移植ネットワークのホームページからはインターネットでの意思登録もできます。

最新の内閣府世論調査(平成29年8～9月)では、意思表示している方はわずか12.7%。健康保険証や運転免許証に意思表示できることを知っている人もおよそ半数です。意思表示を促進するために、各地のタクシー協会のご支援により、グリーンリボンドライバーステッカーの貼付・走行による一般ドライバーや乗客への周知を行ったり、日本薬剤師会を通じて、調剤薬局店舗にてポスターの掲示やリーフレットの設置協力、患者さんへのお声掛けをいただくなど、様々な取り組みを続けています。

また、毎年10月の臓器移植普及推進月間を中心に、グリーンリボンキャンペーンを展開しています。10月16日は、家族や大切な人と「移植」のこと、「いのち」のことを話し合い、互いの臓器提供に関する意思を確認する日「グリーンリボンデー」です。同キャンペーンでは、この10月16日に合わせて東京タワーと全国各地のランドマークをグリーンにライトアップし「全国GREEN LIGHT-UP Project ～患者さんに、希望の光を届けよう。～」を展開しています。そのほか全国各地で様々なイベントが行われ、その様子は同キャンペーンサイトやFacebookで広く周知しています。

さらに、臓器提供者のご家族の手記を元にした映画「緑色音楽(りよくしょくおんがく)」を制作しました。村上虹郎さんや工藤夕貴さん、オダギリジョーさんにご出演いただき、若者を中心とした幅広い世代に臓器移植や意思表示について考えていただけるような作品となっています。映画は、キャンペーンサイトでご覧いただけます。

啓発資材は、グリーンリボンキャンペーンの使者ハートィやトイプーを用いた臓器移植法施行20周年記念グッズや20年の歩みをまとめた記念誌、12年前にACのCMに出演した移植者からのビデオレターを製作し、各地のイベントでも活用しています。

今後も、家族で話し合い、意思を表示しておくことの大切さを周知し、社会に移植医療の理解が広がることで、一人でも多くの方の命が救われるよう取り組んで参ります。

- ハートィ・トイプーうちわ
- 臓器移植法施行 20周年記念誌
- 臓器移植推進 国民大会ポスター
- 臓器移植法施行 20周年記念ロゴ
- グリーンリボンキャンペーンサイト
<http://www.green-ribbon.jp/>
- Facebook
<http://www.facebook.com/GreenRibbon.jp/>

NEWS LETTER

賛助会員の入会・寄付のご協力をお願いしています！



詳しくはホームページをご覧ください。ネットワークにお気軽にお問い合わせください。

臓器移植についての調査研究、普及啓発など、ネットワークの事業の多くは、皆様からの会費、寄付等によって支えられています。ご支援ご協力のほど、よろしくお願いします！

◆ネット銀行からも寄付できます

みずほ銀行 虎ノ門支店
普通預金・1779352

〈口座名義〉
シャ)ニホンゾウキイシヨクネットワーク
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

郵便振替口座
00180 - 8 - 174184

〈口座名義〉
シャ)ニホンゾウキイシヨクネットワーク
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

住信SBIネット銀行
法人第一支店・普通 1098924

〈口座名義〉
シャ)ニホンゾウキイシヨクネットワーク
公益社団法人日本臓器移植ネットワーク

臓器提供・移植に関するお問い合わせ先

 **0120-78-1069** (平日:9:00~17:30)

<http://www.jotnw.or.jp> にもさまざまな情報が掲載されています。

 公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

〒108-0022 東京都港区海岸3-26-1 パーク芝浦12階

TEL 03-5446-8800 / FAX 03-5446-8818



臓器移植

検索